

防災に関すること (備蓄)

災害・環境対策特別委員会資料
令和4年7月27日
防災まちづくり部防災課

1 災害時用物資の基本的な考え方

(1) 制度上の位置付け

災害対策基本法	・地域防災計画に、物資、備蓄、調達、配分、輸送の計画を定める。 ・避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布に努めなければならない。
災害救助法	・救助を必要とする者に、食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与を行う。
品川区災害対策基本条例	・平時より物資の備蓄に努めなければならない。 ・応急活動のため、飲料水、食糧その他避難生活に必要な物資の備蓄および供給に必要な措置を講じなければならない。
品川区地域防災計画	・物資の備蓄、拠点（倉庫等）の整備、輸送の実施体制について、予防対策（平時の取組）と応急・復旧対策（災害時の取組）を定める。

(2) 災害時物資の役割分担

	平常時の役割	発災後の対応			
		1日目	2・3日目	4日目～	7日目～
区民 (在宅避難者)	家庭内での備蓄 (最低3日分)	各家庭の備蓄物資を活用			
区	1日分の備蓄	備蓄物資を放出			
都	2日分の備蓄		備蓄物資を放出		
国	支援体制の構築			プッシュ型支援	プル型支援

2 備蓄物資の配備場所および近年に導入した主な備蓄物資

(1) 備蓄物資の配備場所

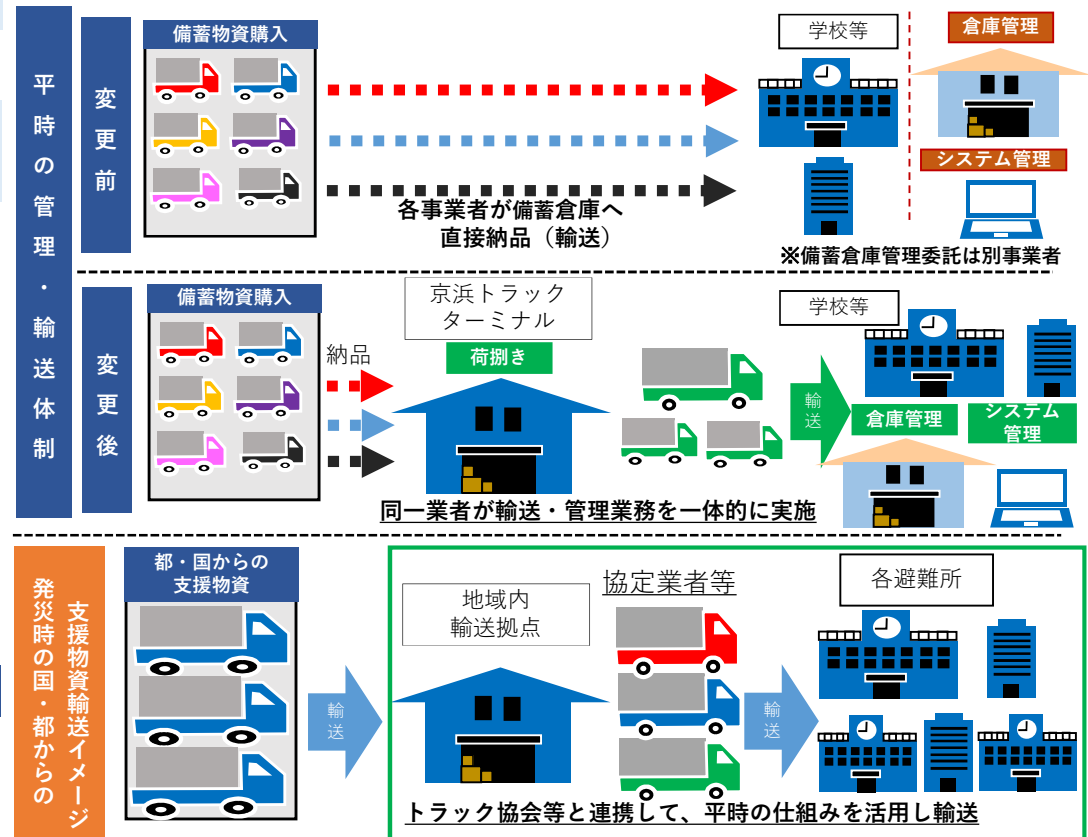
- ①区民避難所防災備蓄倉庫（52箇所）
- ②災害対策備蓄倉庫（28箇所） ※この他、福祉避難所、一時滞在施設に物資を備蓄

(2) 近年に導入した主な備蓄物資

- ①電源対策の充実
 - ・スマートフォン用蓄電池の導入（令和元年度）
 - ・可搬型ディーゼル発電機の導入（令和2年度）
- ②避難生活環境の改善
 - ・簡易間仕切りの増備（令和2年度～）
 - ・新型コロナウイルス感染症対策物資の配備（令和2年度～）
 - ・野菜ジュースの導入（令和3年度～）
 - ・ペーパー歯磨きの導入（令和3年度～）
- ③要配慮者向け物資の拡充
 - ・液体ミルクの導入（令和3年度～）
 - ・乳幼児・高齢者等用向けせんべいの導入（令和4年度～）
 - ・低たんぱく米の導入（令和4年度）

3 備蓄物資の管理・輸送

令和4年度より、物資の拠点化・備蓄物資輸送・倉庫管理の実施を一体化し、同一の事業者が備蓄物資・倉庫の管理から輸送までを一貫して行う体制を整備するとともに、発災時を想定した物流体制を構築する。



4 備蓄物資の有効活用

消費期限や使用推奨期限が到来する物資の更新に当たっては、様々な用途に物資を提供し、有効に活用している。

【例：消費期限5年の備蓄物資の更新】

1年目	2年目 (購入1年後)	3年目 (購入2年後)	4年目 (購入3年後)	5年目 (購入4年後)	6年目 (購入5年後)
購入				更新購入 有効活用開始	消費期限

【物資の活用例】

- ・各種の訓練における啓発品、児童・生徒の防災意識高揚のための飲料水・食料の配布
- ・生活困窮者に対する支援としての食料の配布
- ・「優しさを形にプロジェクト」での生理用品の配布

防災に関すること (防災情報)

1 防災情報の種類

防災情報

① 災害時の情報

被災状況、気象警報、避難所開設、被災後の復旧などに関する情報、区が災害への対応を決めるに当たり必要な情報および区民の避難行動に必要な情報

② 平常時の情報

家庭や事業所等における平時からの備え、災害時に取るべき行動など、防災知識に関する情報および防災訓練に関する情報

2 防災情報の取扱い

① 収集

対応要領
区職員による収集
防災関係機関からの提供
区民等からの通報

主な媒体
・高層カメラ
・河川監視カメラ
・無人航空機（ドローン）
など

② 分析・共有

区で情報分析
区への対応を決定・指示
国・都等との情報共有

・被災情報管理システム
・災害情報システム（DIS）
など

③ 発信・伝達

様々な媒体を活用して区民等に情報を伝達

※「3 情報発信・伝達のための主な媒体」参照

3 情報発信・伝達のための主な媒体

① 防災行政無線

区内に設置の屋外拡声子局を通じ、Jアラート・避難情報・河川サイレン・啓発放送などを放送

② 区ホームページ

災害時に緊急情報を発信
平時は、災害への備えなどを啓発

③ SNS・メール

LINE・Twitter・しなメールにより防災行政無線での放送内容をテキスト配信

④ テレビ放送

災害時には、品川区民チャンネルでL字で文字情報を放送

⑤ ラジオ放送

防災行政無線の緊急情報をエフエムしながわで割込み放送
外国人向けにInterFMで災害放送

⑥ 防災ラジオ

防災行政無線から緊急情報が発信された際に自動起動して放送を受信

⑦ 電話

浸水や土砂災害に係る避難情報をお知らせ（避難情報緊急通知コール）
防災行政無線の放送内容を確認
（防災行政無線ダイヤル）

⑧ 広報しながわ

災害への備えを特集号で啓発
毎月1回、防災に関するコラムを掲載

⑨ 体験・講座

しながわ防災体験館、しながわ防災学校で災害時への備えを啓発

4 防災情報に関する近年の取組

○ 収集体制の強化

- ・無人航空機（ドローン）の導入（H30）・強化（R2）
- ・高層カメラの増設（R2・R3）
- ・ハイブリッド型IP無線機の配備（R4）



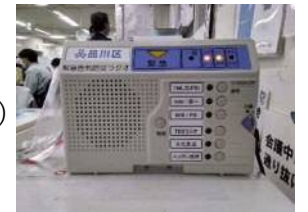
区が保有するドローン

○ 分析・共有体制の強化

- ・被災情報管理システムの充実（H30～）
- ・災害情報システムの強化（都）（R元～）

○ 発信・伝達体制の強化

- ・防災行政無線のデジタル化移行（H29～R3）
- ・「しながわ防災ハンドブック」の全戸配布（H30）
- ・「エフエムしながわ」との連携（H31～）
- ・防災タブレットの更新（R2）
- ・「しながわ防災学校」でのオンライン講座の開始（R3～）
- ・品川区LINEでの防災メニューの充実（R3・R4）
- ・新しい防災ラジオの導入（R3）、販売（R4）



新しい防災ラジオ

第6部 備蓄・輸送対策

対策の基本的な考え方

災害時において、被災者である区民に必要な物資を継続的に供給していく必要があることから、ここでは区が都等と連携して行う物資の備蓄、拠点（倉庫や地域内輸送拠点等）整備、円滑な輸送を行うための実施体制等について定める。

【用語の定義】

①アルファ化米

炊飯したり、蒸したりしたごはんを乾燥させた米のことをいう。水やお湯で戻して食べる。

②応急給水

災害時に断水した場合、区内の給水拠点（応急給水槽等）や備蓄倉庫から飲料水を避難者等に提供することをいう。

③広域輸送基地

都が他県等から輸送される物資を受入れ、一時保管、地域内輸送拠点への積み替えなどを行う場所のことをいう。トラックターミナル、埠頭、空港などが候補地となる。

④地域内輸送拠点

区が都等から輸送される物資を受入れ、避難所等へ輸送するために仕分け、一時保管などを行う場所のことをいう。

⑤災害対策備蓄倉庫

区内に整備された地区備蓄倉庫（小型、中型）および拠点備蓄倉庫（大型）のことをいう。

⑥区民避難所備蓄倉庫

区民避難所ごとに整備されている備蓄倉庫をいう。

⑦分散備蓄

区内5地区（品川・大崎・大井・荏原・八潮）ごとに必要な備蓄量を各地区の区民避難所備蓄倉庫および災害対策備蓄倉庫（地区備蓄倉庫、拠点備蓄倉庫）に分散して備蓄することをいう。

【 現在の取組み状況 】

①備蓄物資対策関連

- 都と連携して、避難所生活者に対する備蓄物資3日分を確保済み
- 地区単位で必要な備蓄量を確保する分散備蓄計画を策定・推進
- 区民への備蓄に関する啓発を、区ホームページや各種防災訓練を通じて実施
- 米穀、副食品、生活用品等物資の調達について、あらかじめ業界団体等と協定を締結

②輸送対策関連

- 東京都トラック協会品川支部と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城南支部とそれぞれ車両の優先供給に関する協定を締結

【 課題 】

①備蓄物資対策関連

- 食糧および生活用品、飲料水等の円滑な供給
- 食物アレルギー患者にも対応した物資の確保等、多様な避難者へ対応した備蓄物資の確保
- 在宅避難者等（自宅生活・テント泊・車中泊者等）への物資の供給

②輸送対策関連

- 物資の継続的な輸送に向けた体制・手段等の確保（関係機関との連携体制構築、輸送車両および燃料の確保、効率的な受入・荷さばき方法の確立等）

【 対策の方向性 】

①備蓄物資対策関連

- 物資調達体制の充実（事業者と連携した強固な調達体制の構築、食物アレルギー対応物資の充実等）
- 備蓄倉庫および輸送拠点の整備（支援物資等の荷さばき機能の強化、分散備蓄の推進等）
- 避難者のうち、避難所以外で生活する人の把握および食糧供給に係る計画の立案

②輸送対策関連

- 輸送に係る体制・手段等の整備（物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築等）

各対策の要点

予
防
対
策

対策1 備蓄物資等の確保

第1 食糧および生活用品等の確保

○区は、避難所のほか、自宅での避難生活を選択する区民も念頭に、食糧および生活用品を確保する。品目は、特に要配慮者や女性等、多様な視点を念頭に、内容の充実、見直しを図る。

第2 応急給水による飲料水および生活水の確保

○災害時における断水期間に必要な飲料水および生活水の確保について、都との相互協力体制のもと、応急給水用資器材の配備および応急給水槽による飲料水の確保を行う。

第3 備蓄体制の整備

- 区内5地区（品川・大崎・大井・荏原・八潮）ごとに必要な備蓄量を各地区の区民避難所および災害対策備蓄倉庫（地区備蓄倉庫、拠点備蓄倉庫）に分散して備蓄する。
- 区民避難所で物資が不足した際の迅速な供給体制を構築するとともに、災害時の物資輸送の負担軽減を図る。
- 新たな備蓄倉庫の確保を引き続き推進する。

対策2 物流体制の整備

第1 関係機関と連携した輸送体制の整備

- 民間の事業者の積極的な活用を念頭に、災害時に調達可能な輸送体制を平常時から構築する。
- 災害時における関係機関との連携を円滑に行うために、物資輸送マニュアル等を作成し、都、区、関係機関の役割分担を明確にする。

第2 輸送車両等の確保

- 輸送車両は、区有車両を優先して使用するほか、関係機関等を通じた輸送車両の確保ができる体制を整える。
- 陸上輸送が困難な場合を想定し、防災船着場やヘリポートを活用した輸送ができる体制を整える。

第3 燃料の確保

- 施設における非常用発電機や輸送車両のための燃料を確保するため、施設における燃料備蓄量の定期確認や区有車両について常時一定量の燃料を給油しておく等の対応を進める。
- 関係団体との協定締結等により、円滑な燃料供給に向けた対応確認、訓練実施等の対策を進める。

対策1 備蓄物資等の供給

第1 備蓄物資の供給

○避難所運営会議との連携を図り地域内での避難者数を早期に把握し、物資供給に係る計画を立案する等により、適切・迅速な物資供給を行う。

第2 応急給水による飲料水および生活水の供給

○給水拠点での応急給水を基本とし、病院や福祉施設等から緊急要請があった場合には、車両輸送による応急給水を行う。また、給水状況や区民の避難状況などを踏まえて効率的な応急給水に努める。

○生活用水は、区立学校等のプールや震災対策用井戸等を活用し、供給できるよう努める。

第3 支援物資の受入れ配分調整

○支援物資および調達物資の受入れは、都の広域輸送基地を經由し、区の地域内輸送拠点で行う。

○大量の支援物資および調達物資の受け入れ、仕分け、配布は、ボランティアの協力を得て対応する。

○要配慮者を考慮した物資を適切に配分するため、仕分け、配布にあたり、避難所へ相談窓口を設置する等、配慮する。

第4 寄付による支援物資の取扱い

○区に寄付された支援物資を被災者に配分する。

○個人による被災地への支援物資の提供は、被災地、非被災地双方の職員の負担となることから、抑制を図るよう留意した広報を行う。

対策2 輸送車両等による輸送

第1 輸送車両等による輸送

○輸送車両として、緊急車両（区有車両、協定に基づく車両）を確保する。

○輸送車両以外にも移動手段等で車両等が必要になるため、各部における需要・供給量を適切に把握するとともに、担当部署を定め情報を集約し、効率的な配車に努める。

第2 輸送および配布

○食糧、生活用品、応急対策用物資等に係る人員の確保、物資の輸送・配布を区は、都と連携して実施する。

第3 燃料供給要請

○大量の燃料確保が必要となるため、関係機関への迅速な燃料支援の要請を行う。

対策3 水・食糧・生活用品の安定供給

第1 水、食糧、生活用品等の安定供給

○多様・変容する避難者ニーズを適切に把握するとともに、ニーズに対応した物資の確保および配布に努める。また、要配慮者や女性の視点に配慮した物資についても確保するとともに、配布方法等についても留意する。

予防対策

対応テーマ

対策1 備蓄物資等の確保

対策2 物流体制の整備

対策1 備蓄物資等の確保

【各機関の役割】

機関名	役割
都	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧等の備蓄 ・飲料水の確保
区	<ul style="list-style-type: none"> ・資器材・食糧等の備蓄 ・協定締結による食糧の調達体制の確保 ・他機関からの支援による物資の確保 ・区民等への防災意識の啓発 ・応急給水用資器材の維持管理 ・備蓄倉庫の整備（分散備蓄の推進等）

【具体的な取組】

第1 食糧および生活用品等の確保

○区は、避難所のほか、自宅での避難生活を選択する区民も念頭に、食糧および生活用品を確保する。品目は、特に要配慮者や女性等、多様な視点を念頭に、内容の充実、見直しを図る。

1 食糧、生活用品等の備蓄

(1) 基本的な考え方

震災直後は、外部からの支援が期待できないことに加え、ライフラインの停止等により自助だけでは生活環境の維持が難しくなる。そのため、区は、震災直後の区民の生活支援に向けた備蓄物資の確保を進めている。

- ① 必要備蓄量は、都の被害想定における避難所生活者数とする。
- ② 震災対策における都・区間の役割分担（資料42 震災対策における都・区間の役割分担）に基づき、区として被害想定における避難所生活者数約12万人の約1日分の備蓄物資を確保している。
- ③ 避難者から求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性などの様々なニーズに対応した物資の確保に留意する。
- ④ 備蓄物資は、主に区災害対策備蓄倉庫、民間等の備蓄倉庫および避難所となる区立学校等に設置した備蓄倉庫に保管する。備蓄物資の備蓄量等については、資料43 主な災害対策用備蓄品一覧に示す。

(2) 物資種別ごとの確保の考え方

ア 食糧・飲料水の確保

- ① 主食(アルファ化米、ビスケット等)について、都区間の役割分担に基づき、区は避難所生活者の1日分を備蓄している。
- ② 食物アレルギー患者をはじめとした多様な避難者へ対応するための備蓄物資の確保に努める。
- ③ 1歳6ヶ月未満の被災乳幼児用として必要な調整粉乳については、区が最初の3日分を備蓄し、それ以降は都が備蓄または調達する。
- ④ 飲料水の確保は都の役割となっており、区は円滑な応急給水活動に向けて、応急給水用資器材の整備等に努めるとともに、給水活動の遅れに備えて区においてもペットボトル飲料水を備蓄していく。

イ 生活用品

- ① 都区間の役割分担では、生活用品の確保は都の役割とされているが、輸送の遅延に備えて区においても最低限必要な毛布等を独自に備蓄する。なお、毛布については、区内の避難所生活者12万人分の毛布を完備している。
- ② 女性や乳児の視点に配慮した物資(生理用品やおむつ等)の備蓄については、量的質的な拡充を引き続き推進していく。

ウ 応急資器材

区および防災機関は、災害時の水や燃料の不足に備え、平常時から災害応急対策活動および災害復旧に必要なろ過器、バルーン投光機等の資器材の備蓄に努める。また、平常時から応急資器材の整備、点検に努める。

2 協定締結を通じた食糧の調達体制の確保

- ① 震災時には、ライフラインが停止することが予測され、避難を要しない区民に対しても食糧を提供する必要性が生じることが考えられる。そのため、区内関係団体との協定や弁当等による主食の確保に努める。
- ② 災害時における食糧の確保を行うため、昭和55年4月「災害時における応急用精米の優先供給に関する協定」の締結を行った。
- ③ 平成8年3月に品川区商店街連合会と「災害時における応急物資供給に関する協定」を締結した。その他、関連協定については、資料18品川区災害時協定一覧に示す。

3 他機関からの支援による物資の確保

国・他区市町村または民間事業者等からの支援により物資を確保する。支援・調達物資は、基本的には区内の地域内輸送拠点において一括して集積し、そこから避難所等へ円滑に供給できる体制を構築していく。詳細については第9部受援体制に示す。

4 区民等への備蓄に関する啓発

(1) 備蓄確保に向けた周知・啓発

物資の支援については、発災後3日目までは、区と都が連携して対応し、4日目以降は、国、他自治体、協定団体等から受入れ、被災者に提供することとしている。ただし、震災時には、様々な事情により物資が期待通りに供給されない場合も想定される。そのため、区として備蓄・物流体制の一層の充実を図るとともに、生活必需物資の備蓄を最低3日分、努めて1週間程度備蓄することの必要性について、区民に対し周知する。また、通常の備蓄に加え、普段の生活で購入する食糧や生活用品を少し多めに購入する「日常備蓄」の考え方を周知する。

(2) 備蓄物資の有効活用

期限の近づいた備蓄物資（アルファ化米、粉ミルク等）は廃棄することなく、防災区民組織等が行う訓練や、区立学校、区立幼稚園、保育園の授業や給食に活用するなど、防災意識の啓発に役立てていく。

第2 応急給水による飲料水および生活用水の確保

○災害時における断水期間に必要な飲料水および生活用水の確保について、都との相互協力体制のもと、応急給水用資器材の配備および応急給水槽による飲料水の確保を行う。

1 応急給水の考え方

- ① 都は、震災時の飲料水について、生命維持のため最低限必要な量である1人1日3ℓを基本とし、区民の居住場所からおおむね2kmの範囲内に給水拠点を設けることを目標としている。給水拠点となる施設一覧を図表6-1に示す。

図表6-1 給水拠点となる施設一覧

施設名	使用可能水量	所在地
区立戸越公園（応急給水槽）	1,500 m ³	品川区豊町2-1-30
区立しおじ公園（応急給水槽）	1,500 m ³	品川区八潮5-6-9
都立林試の森公園（応急給水槽）	1,500 m ³	目黒区下目黒5-37
都立八潮高校(小規模応急給水槽)	100 m ³	品川区東品川3-27-22

- ② 都は、給水拠点からおおむね2km以上離れている避難場所には、浄水場、給水所等から飲料水を輸送し、その避難場所を給水拠点として応急給水を実施する。また、断水地域の状況や水道施設の復旧状況等によって必要と認める場合、応急仮配管および消火栓を活用して応急給水を実施する。
- ③ 震災時における都と区の役割分担は、東京都地域防災計画に基づき、応急給水槽における飲料水の確保は都が行い、応急給水用資器材の設置および被災者への給水は区が実施する。
- ④ 都との協定（給水施設の維持管理及び運用に関する協定）に基づき、応急給水についての相互協力体制を整備する。

2 給水体制の充実

- ① 都は、震災時に飲料水を提供するため、浄水場、給水所等にエンジンポンプ、応急給水栓、給水タンク等の応急給水用資器材を配備するとともに、老朽化した既設応急給水用資器材を更新する。
- ② 都は、震災時の応急給水活動を迅速かつ的確に実施するため、応急給水用資器材一式を収納する施設のない給水拠点に、専用の倉庫を設置する。
- ③ 都は、給水拠点に指定されている浄水場、給水所等において、震災時の応急給水活動をより安全かつ確実に行うため、応急給水用設備の改良を行う。応急給水用資器材の保有状況については、図表6-2に示す。

図表 6-2 応急給水用資器材の保有状況

(平成29年4月1日現在)

保管事業所	給水タンク	角形容器	応急給水栓	ホース (本)	
	1 m ³ ～3 m ³ (基)	20 ㍓ (個)	(基)	20m	5m
南部支所	6	74	8	2	5
品川営業所	6	47	8	1	3

3 生活用水の給水に係る計画

災害時には、飲料水の他にトイレ、洗濯、風呂等に使用する生活用水の確保も重要である。そのため、区は、区内3箇所に震災対策用井戸を整備するとともに、区民避難所に指定している区立学校等に浅井戸を整備し、プールの水とあわせ生活用水の確保に努めている（井戸やプールの水は、ろ過機により浄化し、生活用水として使用する）。震災対策用井戸の一覧を図表 6-3 に示す。

図表 6-3 震災対策用井戸

設置場所	日量	所在地
西大井広場	約 250 m ³	西大井 1-4-10
戸越公園	約 170 m ³	豊町 2-1-30
荏原第一中学校	約 260 m ³	荏原 1-24-30

4 公共施設等を更新する際の雨水貯留施設の設置促進

今後、老朽化した公共施設等を更新する際は、当該施設を防災拠点として活用する必要があると判断された場合において、雨水貯留施設等の設置について検討する。

第3 備蓄体制の整備

- 区内5地区（品川・大崎・大井・荏原・八潮）ごとに必要な備蓄量を各地区の区民避難所および災害対策備蓄倉庫（地区備蓄倉庫、拠点備蓄倉庫）に分散して備蓄する。
- 区民避難所で物資が不足した際の迅速な供給体制を構築するとともに、災害時の物資輸送の負担軽減を図る。
- 新たな備蓄倉庫の確保を引き続き推進する。

1 分散備蓄の推進

(1) 基本的な考え方

- ① 区民避難所（区立学校等）を中心として備蓄し、物資の充実に努める。
- ② 区民避難所での物資が不足した場合は、各地区内の地区備蓄倉庫（小型・中型）から輸送し、補完する。これにより、災害時の物資輸送の負担軽減を図る。
- ③ 地区内で物資が不足した場合は、拠点備蓄倉庫（大型）や余力のある周辺の地区から物資を輸送し、補完する。

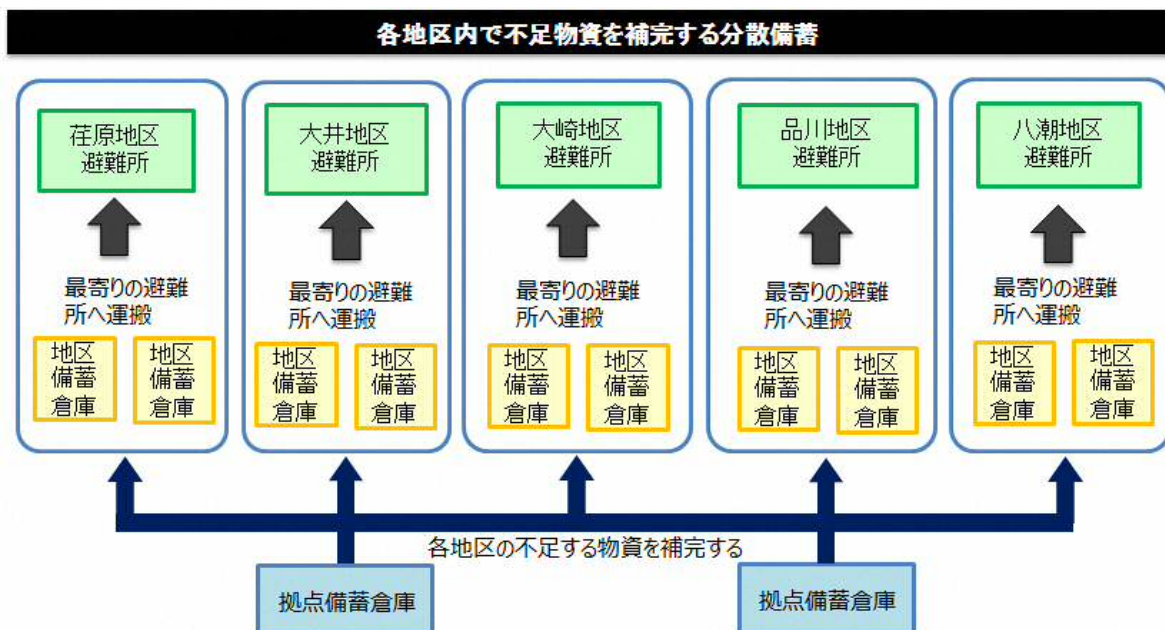
(2) 災害対策備蓄倉庫の適正配置等

区内5地区ごとに必要な備蓄量を確保するため、区内5地区に地区備蓄倉庫（小型・中型）を適正に配置・整備するとともに、拠点備蓄倉庫（大型）の整備についても推進する。

(3) 区民避難所の備蓄物資の拡充

狭あい道路が多い区内において災害発生直後は、災害対策備蓄倉庫から区民避難所への物資輸送が困難になることも想定されるため、分散備蓄の推進とともに、区民避難所の備蓄物資の量的かつ質的な拡充に努める。拡充に当たっては、区民避難所（区立学校等）の教室等を活用した新たな備蓄スペースの確保とともに既存の備蓄倉庫で収めるための物資のコンパクト化を検討する。

図表 6-4 分散備蓄の考え方



2 備蓄倉庫の確保

- ① 備蓄物資の保管場所として、区民避難所備蓄倉庫と災害対策備蓄倉庫を確保している。
- ② 激甚災害では、通行やライフラインの遮断、物資の停止が長期化し、東京都や外部からの応援物資が大幅に遅れることも想定される。そのため、備蓄量の拡充を図るため、新たな備蓄倉庫の確保を引き続き推進する。

資料 44 備蓄物資の保管場所

対策2 物流体制の整備

【各機関の役割】

機関名	役割
都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送体制の整備 ・ 広域輸送基地の整備 ・ 船舶等の確保 ・ 栈橋の維持管理 ・ 災害時臨時離発着場の選定
区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸送体制の整備（物資輸送マニュアルの作成等） ・ 地域内輸送拠点の整備 ・ 輸送車両等の確保 ・ 燃料の確保 ・ 船舶等の確保 ・ 栈橋の維持管理 ・ 災害時臨時離発着場の選定

【具体的な取組】

第1 関係機関と連携した輸送体制の整備

- 民間事業者の積極的な活用を念頭に、災害時に調達可能な輸送体制を平常時から構築する。
- 災害時における関係機関との連携を円滑に行うために、物資輸送マニュアル等を作成し、都、区、関係機関の役割分担を明確にする。

1 輸送体制の整備

- ① 都は、発災時に円滑な物資の輸送調整、車両調達等が行えるよう、物流事業者などの関係機関と連携し、実践的な訓練の実施等を通して応急時の輸送体制を確立する。
- ② 区は、物資輸送マニュアルを作成し、各地域内輸送拠点や備蓄倉庫等から避難所等への物資輸送についての所要の手続きや関係機関の連絡窓口について明確にする。

2 地域内輸送拠点の整備

- ① 区が都等から輸送される物資を受入れ、避難所等へ輸送するために仕分け、一時保管等を行う場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都福祉保健局に報告する。
- ② 新たな輸送拠点として民間物流事業者等の施設の活用を検討する。また、輸送拠点の荷役は、物流量が増加すると、保管や積込み等にノウハウが必要となることから、事前に物流事業者団体等との連携を図り、物流専門家等の支援を受ける体制を構築する。

図表 6-5 輸送拠点

項目	内 容
広域輸送基地	・都が他県等からの支援物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等を行うための拠点。トラックターミナル、埠頭、空港など。
地域内輸送拠点	・区が都等から輸送される支援物資等の受入、仕分け、一時保管、避難所等への輸送等を行うための拠点

第2 輸送車両等の確保

- 輸送車両は、区有車両を優先して使用するほか、関係機関等を通じた輸送車両の確保ができる体制を整える。
- 陸上輸送が困難な場合を想定し、防災船着場やヘリポートを活用した輸送ができる体制を整える。

1 区有車両等

区の災害応急対策にあたり、区有車両を優先して使用する。また、区有車両が使用できない場合でも、リヤカー等その他の輸送手段を活用できるよう準備する。

2 緊急通行車両の事前届出

区は、災害時に区有車両等を緊急通行車両として使用するために、東京都公安委員会に事前届出を行う。

事前届出は、東京都公安委員会が緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の申請手続事務の省力化および効率化を図るために行われる。東京都公安委員会は、申請に基づき、事前に緊急通行車両等として使用されるものに該当するか否かの審査を行う。詳細は、「震災編第4部災害対応体制」に示す。

3 協力協定に基づく調達

- ① 区は、東京都トラック協会品川支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城南支部と車両の優先提供に関する協定を締結する等、災害時の車両確保に取り組んでいる。
- ② 災害時における車両要請の連絡手段や受入体制を構築する。

4 防災船着場等舟運の活用

- ① 道路閉塞等、陸路の活用が困難な場合の物資輸送の手段として、水上輸送を活用する。
- ② 拠点となる栈橋を適切に維持管理する。
- ③ 人員・物資の水上輸送に必要となる船舶の確保や災害時の栈橋の使用等について、民間事業者等の協力を得て進める。

5 災害時臨時離着陸場候補地（ヘリポート）の選定

災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難となることも予想される。そのため区および都は、ヘリコプターによる支援物資や人員の緊急空輸を考慮して、災害時臨時離着陸場候補地を選定する。

第3 燃料の確保

- 施設における非常用発電機や輸送車両のための燃料を確保するため、施設における燃料備蓄量の定期確認や区有車両について常時一定量の燃料を給油しておく等の対応を進める。
- 関係団体との協定締結等により、円滑な燃料供給に向けた対応確認、訓練実施等の対策を進める。

1 燃料の確保

- ① 区は、平常時における燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の輸送体制、燃料供給を受ける施設の受入体制などを定期的に確認する。
- ② 特に区有車両の燃料に関しては、すべての車両について常時一定量以上の燃料を維持するよう、給油の基本的なルールを定めている。

2 民間事業者との連携

- ① 区では、燃料の確保に当たっては、「災害時における石油燃料の優先供給に関する協定」（東京都石油商業組合品川目黒支部・東京都石油業協同組合品川目黒支部、平成6年）を締結している。
- ② 東京都石油商業組合品川目黒支部・東京都石油業協同組合品川目黒支部との間での合同防災訓練を通じた実効性の向上に努める。

応急・復旧対策

対応テーマ
 対策1 備蓄物資等の供給
 対策2 輸送車両等による輸送
 対策3 飲料水・食糧・生活用品の安定供給

【応急復旧活動フロー】

応急・復旧対策	発災			
	24h	48h	72h	
		初動態勢の 確立期	即時対応期	復旧対応期
備蓄物資等の供給	区	<ul style="list-style-type: none"> ■食糧供給に係る計画立案、食糧の配布 ■生活用品の供給体制の確保、配布 <ul style="list-style-type: none"> ■被災者への応急給水の実施 ■応急給水槽における必要な資器材の設置 ■支援・調達物資の受入れ <ul style="list-style-type: none"> ■供給体制の確保、配布 		
	都	<ul style="list-style-type: none"> ■災害拠点病院等の医療機関への応急給水 ■給水所における必要な資器材の設置 		
輸送車両等による輸送	区	<ul style="list-style-type: none"> ■人員および物資の輸送 ■物流業者等との連携 <ul style="list-style-type: none"> ■緊急車両の確保 ■燃料支援の要請 		
	都	<ul style="list-style-type: none"> ■人員および物資の輸送 <ul style="list-style-type: none"> ■区からの要請に基づく車両のあっ旋 		
飲料水・食糧・生活必需品の安定供給	区	<ul style="list-style-type: none"> ■飲料水、食糧、生活用品等の安定供給および多様・変容するニーズへの柔軟な対応 		

■：対策の開始時期の目安

対策1 備蓄物資等の供給

【各機関の役割】

機関名	役割
都	・給水所における必要な資器材の設置 ・災害拠点病院等の医療機関への応急給水
区	・食糧供給に係る計画立案、食糧の配付 ・生活用品の供給体制の確保、配付 ・被災者への応急給水（給水拠点） ・応急給水槽における必要な資器材の設置 ・支援・調達物資の受入れ、供給体制の確保、配付

【具体的な取組】

第1 備蓄物資の供給

○避難所運営会議との連携により地域内での避難者数を早期に把握するとともに物資供給に係る計画を作成し、適切・迅速な物資供給を行う。

1 物資供給に係る計画

- ① 物資の適正な供給を目的とし、避難所ごとに避難者数を把握するとともに、避難者への物資供給に係る計画を立案する。これをもとに必要な食糧・水等を供給する。
- ② 道路啓開が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、国や都からの支援・物資や調達物資、炊き出し等で対応する。
- ③ 被害の状況等により、区が備蓄する物資だけでは不足することが考えられるため、事業者等にも物資の提供について協力を呼びかける。

2 不足する物資の調達

- ① 避難者数を想定し、需要・供給状況を早期に把握し、物資調達に係る計画を立案する。
- ② 物資の調達は、都等の関係機関や協定を結んでいる関係団体に対して要請する。
- ③ 必要に応じ男女共同参画に係る支援ネットワークを活用するなどの方法も含めた物資調達に努める。

(1) 調達体制

食糧や生活用品について、避難所運営会議との連携のもと避難所単位での需要・供給状況を調査するとともに、不足する場合、あるいは不足することが見込まれる場合はその調達方法について食糧調達に係る計画および、生活用品調達に係る計画を立案し、都等の関係機関に支援を要請する。

(2) 食糧の調達

- ① 都からの調達は、東京都福祉保健局に要請する。
- ② 精米協定に基づき、東京都米穀小売商業組合品川支部から精米の優先提供を受ける。

(3) 生活用品の調達

- ① 被害想定世帯数約 66,722 世帯（避難所生活者数 119,932 人に対して、平成 29 年 10 月 1 日現在の住民基本台帳の世帯数／人口を乗じたもの）に対し、生活用品等の給（貸）与を行うためには、区の備蓄数量、品目で不足することが考えられる。そのため、関係業者に協力を依頼し、平素から、調達可能数の把握に努め、早急に実情を把握する。
- ② 災害救助法適用後、生活用品等の給（貸）与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を東京都福祉保健局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。
- ③ 必要に応じ男女共同参画に係る支援ネットワークを活用するなどの方法も含めた物資調達に努める。

3 給（貸）与基準

(1) 食糧の給与基準

- ① 被災者に対する炊き出しその他による食糧給与の配付基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。
- ② ただし、この基準により難しい事情がある場合は、都知事の事前承認を得て別途定めるものとする。

(2) 生活用品給（貸）与基準

- ① 被災者に対する給（貸）与基準は、災害救助法の有無にかかわらず、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。
- ② この基準により難しい事情がある場合は、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を得て別途定めるものとする。

第2 応急給水による飲料水および生活用水の供給

- 給水拠点での応急給水を基本とし、病院や福祉施設等から緊急要請があった場合には、車両輸送による応急給水を行う。また、給水状況や区民の避難状況などを踏まえて効率的な応急給水に努める。
- 生活用水は、区立学校等のプールや震災対策用井戸等を活用し、供給できるよう努める。

1 震災時の応急給水方法

(1) 給水拠点での応急給水

応急給水槽、給水所を給水拠点として応急給水を行う。

(2) 災害拠点病院等の医療機関等への応急給水

病院および福祉施設から、緊急要請があった場合は、車両輸送による応急給水について、区は都に対し速やかに要請する。

(3) 仮設給水栓等による応急給水

要請量が多量の場合、継続して給水が必要な場合など車両輸送によっては対応が困難、または車両輸送よりも効果的な対応が可能な場合は、消火栓に設置した応急給水栓もしくは応急仮配管による応急給水を行う。

2 給水拠点での都（水道局）との役割分担

応急給水槽では、区が応急給水に必要な資器材等の設置および被災者への応急給水を行う。給水所では、水道局は応急給水に必要な資器材の設置を行い、区は被災者への応急給水を行う^{*1*2}。応急仮配管、仮設給水栓では、水道局が配管または設置を行い、区は被災者への応急給水を行う。

※1 敷地の一部を柵で区切った浄水場（所）・給水所では、応急給水エリアの鍵を区等又は都が解錠し、資器材の設置が不要な蛇口等から区が給水を行う。

※2 区が必要と認める場合、都へ水道管の通水状況等を確認した上で、都から区へ貸与された資器材（給水用スタンドパイプ等）を使用し、あらかじめ都が指定した区民避難所付近の指定された消火栓から、区が応急給水を行うことができる。

3 給水基準

震災時における飲料水の給水は、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3ℓを基準とする。

4 給水体制

- ① 都は、震災が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など必要な情報を把握し、応急給水の実施に関わる給水態勢を確立する。
- ② 道路が運行不能で輸送が困難な場合は、区において区民避難所に設置されている受水槽の水、また、ろ過器によりプールの水等を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水および生活用水の確保に努める。
- ③ 車両輸送を必要とする災害拠点病院等の医療機関については、都は区からの要請により、給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、水道局保有車両および雇上げ車両などによって輸送する。

5 区民避難所での応急給水

区民避難所における応急給水は次の方法により実施する。

- ① 備蓄倉庫内にあるペットボトル飲料水を活用する。

- ② 避難所施設の受水槽の活用および他の区有施設の受水槽から輸送する。
- ③ 都が設置した応急給水槽から各避難所に飲料水を輸送する。
- ④ 大震災時飲料水協定により民間施設の受水槽から提供を受ける。

第3 支援物資の受入れ配分調整

- 支援物資および調達物資の受入れは、都の広域輸送基地を経由し、区の地域内輸送拠点で行う。
- 大量の支援物資および調達物資の受け入れ、仕分け、配布は、ボランティアの協力を得て対応する。
- 要配慮者を考慮した物資を適切に配分するため、仕分け、配布にあたり、避難所へ相談窓口を設置する等、配慮する。

1 物資の受入れ場所（地域内輸送拠点）

調達物資および支援物資の受入れ場所は、品川区役所庁舎、浜川中学校、品川学園、荏原平塚学園、大井競馬場駐車場の5ヶ所他、荏原地区に1ヶ所設置する。

2 物資の仕分け等

調達物資および支援物資の受入れ、仕分け、配布は担当課で配布計画等を作成し、ボランティアの協力を得て行うこととする。

第4 寄付による支援物資の取扱い

- 区に寄付された支援物資を被災者に配分する。
- 個人による被災地への支援物資の提供は、被災地、非被災地双方の職員の負担となることから、抑制を図るよう留意した広報を行う。

- ① 区は、寄付による支援物資の取扱いについて、生活用品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、被災者へ提供するとともに、受付・問い合わせ先等を広報するなど迅速に対応する。
- ② 個人が被災地に支援物資を送ることは、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人への配送物を除き、極力抑制を図るべきとされている。そのため、個人の寄付による支援物資の取扱いの抑制に向けた適切な広報を行うよう努める。

対策2 輸送車両等による輸送

【各機関の役割】

機関名	役割
都	・区からの要請に基づく車両のあっ旋 ・人員および物資の輸送
区	・緊急車両の確保 ・人員および物資の輸送 ・物流事業者との連携 ・燃料支援の要請

【具体的な取組】

第1 輸送車両等による輸送

- 輸送車両として、緊急車両（区有車両、協定に基づく車両）を確保する。
- 輸送車両以外にも移動手段等で車両等が必要になるため、各部における需要・供給量を適切に把握するとともに、担当部署を定め情報を集約し、効率的な配車に努める。

1 緊急車両の確保

原則として以下の車両を緊急車両として確保する。

- ① 区有車両（区災害対策本部が設置された場合には、すべての区有車両を応急対策活動のために使用）
- ② 協力協定に基づく車両（東京都トラック協会品川支部、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城南支部との協定に基づき確保）
上記の方法によっても所要の車両が調達不能もしくは不足する場合には、都財務局へ調達のあっ旋を要請する。
- ③ 緊急通行車両の標章および確認証明書の取得

2 緊急通行車両の標章および確認証明書の取得

警視庁交通規制課長、警察署長、交通機動隊長、高速道路交通警察隊長が、警視庁本部、警察署、隊本部、交通検問所等において、車両の届出済証の交付有無の確認、標章および確認証明書の交付を行う。また、交通規制対象除外車両の認定手続きについても、所定の方法に基づき実施される。詳細については、「震災編第4部災害対応体制」の定めるところによる。

区は、緊急通行車両として事前届出を行っている区有車両等の標章および確認証明書の交付申請手続きを迅速に行い、輸送車両を確保する。

3 車両の待機

- ① 災害発生のおそれがあるときは、都の災対総務部物資調達課は東京都トラック協会品川支部所属組合員に待機の依頼をする。総務部は、区各部から請求のあった場合は上記のうちから引渡し、必要によっては直ちに補充する。

- ② 区各部において待機車両を必要とするときは、総務部に請求し当該部用として待機させることができる。

4 調達料金

- ① 貨物自動車の使用料金および待機料金は平常時の契約料金を準用する。
 ② 乗用車および船舶の雇上料金および待機料金について、都財務局および港湾局の定める基準と均衡を失しないよう関係各機関と協議のうえ定める。

第2 輸送および配布

○食糧、生活用品、応急対策用物資等に係る人員の確保、物資の輸送・配布を区は、都と連携して実施する。

1 物資の輸送

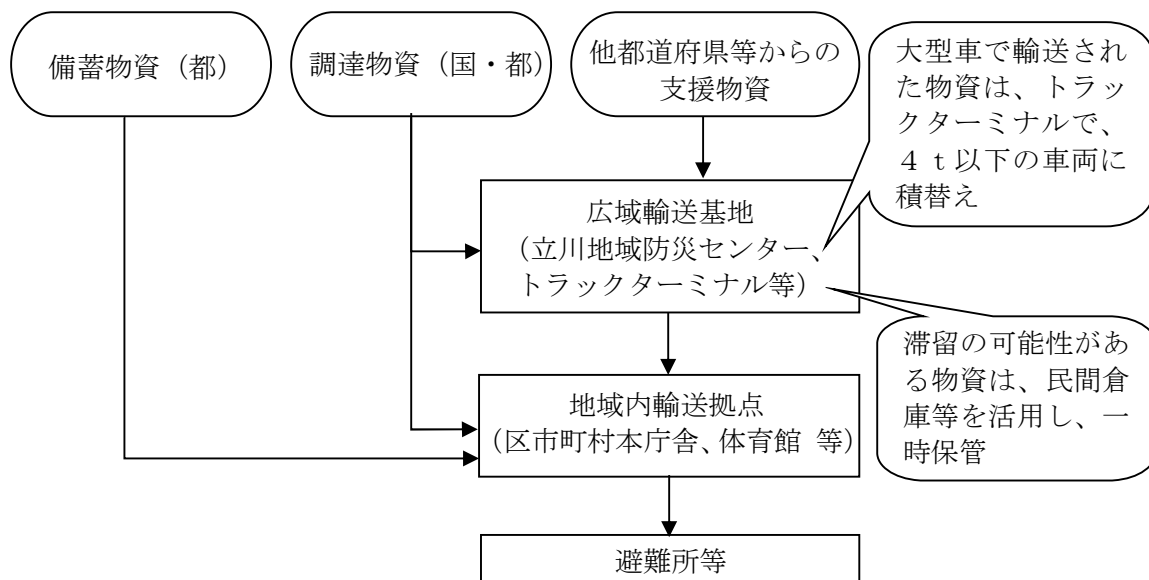
(1) 調達物資の輸送

- ① 都は、調達した食糧および生活用品等について、原則として広域輸送基地を一時積替基地として活用し、地域内輸送拠点へ調達業者等の協力を得て輸送する。
 ② 区は応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。

(2) 他道府県等からの支援物資の輸送

- ① 都は、他道府県等からの陸上輸送による支援物資等は、原則として広域輸送基地で引き継ぎ、都福祉保健局が地域内輸送拠点に輸送する。
 ② 区は応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。

図表 6-6 陸上輸送に係る概念図



2 海上輸送

東京海上保安部は、巡視船艇による緊急輸送を的確に行うため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 海上輸送基地の決定

- ① 陸上輸送することが困難な場合、または大量の物資が必要な場合は、被災状況や道路啓開状況を踏まえ、東京都災害対策本部が海上輸送基地を決定する。
- ② 埠頭内で物資が滞留した場合、港湾施設の上屋やヤードで一時保管後、地域内輸送拠点へ輸送する。

(2) 支援物資の輸送

東京都災害対策本部等から支援物資の緊急輸送の要請を受けたときは、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において関係機関と調整して積極的にこれを実施する。

(3) 災害復旧資材の輸送

東京都災害対策本部等から岸壁、護岸および防波堤等が損壊し、復旧作業のために必要な資材の海上輸送の要請を受けたときは、巡視船艇で輸送可能なものについては、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、その要請に応じる。

3 防災船着場の活用

区内では、目黒川沿いの東海橋に、防災船着場がある。そのほか、民間事業者の船着場、しながわ水族館裏の浮き栈橋、品川天王洲栈橋、旧東品川清掃作業所栈橋、五反田ふれあい水辺広場、五反田船着場などを、防災船着場として活用する。

4 物流事業者等との連携

都は、物流事業者等と連携して、発災時において、物資対策全般を司る体制を整備する。

第3 燃料供給要請

○大量の燃料確保が必要となるため、関係機関への迅速な燃料支援の要請を行う。

区は状況に応じて、東京都石油商業組合品川目黒支部・東京都石油業協同組合品川目黒支部と締結している「災害時における石油燃料の優先供給に関する協定」に基づき、緊急車両等の燃料および区民の生活を確保するための燃料支援を要請する。

対策3 水・食糧・生活用品の安定供給

【各機関の役割】

機関名	役 割
区	・飲料水、食糧、生活用品等の安定供給および多様・変容するニーズへの柔軟な対応

【具体的な取組】

第1 水、食糧、生活用品等の安定供給

○多様・変容する避難者ニーズを適切に把握するとともに、ニーズに対応した物資の確保および配布に努める。また、要配慮者や女性の視点に配慮した物資についても確保するとともに、配布方法等についても留意する。

1 多様なニーズへの対応

- ① 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化する。また、要配慮者によって必要となる物資は異なる。
- ② 区は変化していく避難者ニーズを把握し、ニーズに対応した物資の確保および配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、プライバシー等に配慮した物資の配布方法についても配慮する。
- ③ 都は広域的見地から区市町村を補完するため、事業者と連携した調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。

2 食糧の供給

- ① 区は備蓄物資の供給や協定に基づく物資の調達を継続して実施する。ただし、区の備蓄、協定による調達物資では、物資が不足する場合、国や都、他県等からの支援・調達物資や炊き出し等により供給する。
- ② 震災後およそ4日目以降、国や都による支援・調達物資や炊き出しにより供給する。

3 水の安全確保

(1) 飲料水の確保

- ① 区は「環境衛生指導班」を編成し、飲料水の消毒および消毒効果の確認を行う。
- ② ライフライン復旧後、給水設備の点検および残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、区民に適正に周知する。

(2) 生活水の確保

図表 6-7 各機関の対応内容

主体	対応内容
区	避難所における対応 学校のプール、震災対策用井戸や浅井戸で確保した水を使用する。
区民・事業者	事業所・家庭等における対応 汲み置き、震災対策用井戸や浅井戸、河川水等によって水を確保する。

第5部 情報通信

対策の基本的な考え方

応急対策の適切な実施、区民の混乱の回避に向け、被災状況の収集、本部内や関係機関との情報共有、区民へ情報を伝達するための情報通信体制の整備が必要である。

ここでは、発災後の情報通信の確保に向け、関係機関等の相互の通信、区民への情報提供についての対策を示す。

【用語の定義】

①防災行政無線

区内学校、公園等に配置している屋外拡声装置から、大地震、津波等の緊急情報を音声により区民に周知するシステムをいう。

②緊急地震速報

地震発生直後に震源に近い観測点でとらえた初期微動を解析し、地震波が到達する前に地震の発生を知らせるシステムをいう。

③エリアメール

区が配信元となり、各携帯電話会社が提供する「緊急速報エリアメール (NTT ドコモ)・「緊急速報メール (KDDI・ソフトバンク・楽天モバイル)」のサービスを活用して、災害情報を配信するシステムである。

④SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の Web サイトのことで、大規模災害発生などにより、電話 (固定電話、IP 電話、携帯電話) を使った「音声による緊急通報」に障害が発生した場合において、インターネット回線を活用した通信として、救助要請や安否確認に活用が期待されるシステムをいう。

⑤防災タブレット

キャリア回線および Wi-Fi を使用したタブレット端末にて情報収集を行うのとして、防災関係組織や防災区民組織等に配布している。

⑥ケーブルテレビ品川

ケーブルテレビ放送、ケーブルインターネット、固定電話、緊急地震速報、しながわテレビプッシュなどの4サービスを提供している品川区を事業免許エリアとする放送局のことをいう。災害時は、区民チャンネルを活用して区本部発表による正確な災害情報・生活情報などを被災者に提供する。

⑦緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) の整備

行政専用の通信回線「LGWAN」を利用して、国と地方自治体との間で緊急時に必要な情報を送受するシステムの通称をいう。首相官邸が地域を指定して当該地域の都道府県・市町村へメッセージを発信、当該地域の自治体はアラートを強制的に受信する。これによって、有事における緊急性の高い情報の迅速かつ確実な伝達が期待される。

⑧被災情報管理システム

区内の被災状況や対応状況について、地理情報システム (GIS) を利用して、情報の収集・集約・分析を行い、災害対策本部の意思決定、対策指示、避難所や職員間での情報共有を図るシステムをいう。

【 現在の取組み状況 】

①情報通信体制

- 現状の情報通信機器の充実を図るとともに、多様な情報通信手段の確保に努めている。
- 毎月1回デジタル移動通信の訓練を関係機関・施設等と実施している。

②区民への情報伝達体制

- 区民等への情報共有、提供に向けた体制を整備する。

【 課題 】

①情報通信体制

- 固定電話の不通、停電などの被害及び携帯電話の不通が想定されるため、多様な通信手段による通信網の確保が必要である。

②区民への情報伝達体制

- 要配慮者も含めたより多くの区民への情報伝達体制の整備が必要である。

【 対策の方向性 】

①情報通信体制

- 防災機関等をつなぐ多様な通信手段の配備に努める。

②区民への情報伝達体制

- 報道機関との連携、住民への情報提供（ソーシャルメディアや情報共有システム等による情報提供体制の整備等）に努める。

各対策の要点

予防対策

対策1 情報通信体制

第1 情報通信連絡手段の整備

- 災害時において円滑な通信環境の確保が可能なよう、平常時から複数系統での通信手段を整備する。
- 固定系やデジタル移動通信などの防災行政無線の整備・更新や地図情報による区内の被害情報等の収集・集約システムの導入等により、情報通信連絡手段の充実に努める。

対策2 区民への情報伝達体制

第1 災害広報に係る情報提供手段の整備

- 災害時における区民等の多様なニーズに対応するため、平常時から広報手段を複数準備しておく。
- 安否確認等をはじめ、住民相互間による情報共有の可能な環境整備を関係機関との連携のもと進め、これを周知・啓発する。

第2 報道機関への対応

- 報道機関への対応（以下、報道対応）の目的は、被害の拡大防止、被災者の不安の解消および被災地に対する協力気運の醸成にある。
- 報道対応においては、正確性および適時性、対応窓口の一本化ならびに誠実な対応に留意する。

応急復旧対策

対策1 情報通信体制

第1 被害状況等の収集・伝達体制

- デジタル移動通信を用いて円滑な情報収集を行う。また、区災害対策本部および都と計画で定められた項目を中心に迅速な情報共有を図る。

第2 防災関係機関との連絡体制

- 国、都、関係機関等への報告・連絡は、各機関に応じて適した通信手段を用いて、迅速に実施する。
- 海上保安部、東京消防庁、東京電力パワーグリッド、東京ガス、NTT 東日本等の関係機関における情報の収集、広報に係る対策についての連絡を緊密にし、災害時における円滑な対応に努める。

対策2 区民への情報伝達体制

第1 区による災害広報活動

- 区民等への情報伝達に向け、災害情報を把握するとともに、防災行政無線、広報車等の複数の伝達手段を用いた災害広報活動を行う。また、要配慮者等へも情報が伝わるよう留意し、災害広報活動を行う。
- 報道機関等と連携しながら、広く区民に災害情報を周知できるよう災害広報活動を行う。

第2 関係機関による災害広報活動

- 警察機関、東京消防庁、NTT 東日本、東京ガス、ケーブルテレビ品川ごとに災害広報活動を実施する。必要に応じて、区と災害情報について共有する。

予防対策

- 対応テーマ
 対策1 情報通信体制
 対策2 区民への情報伝達体制

対策1 情報通信体制

【各機関の役割】

機関名	役割
区	<ul style="list-style-type: none"> ・区における連絡責任者および指定電話等の整備 ・区災害対策本部と各防災関係機関による円滑な通信体制の確立 ・防災行政無線固定系の整備促進 ・デジタル移動通信の整備促進 ・防災行政無線を補完する情報伝達手段の確保 ・緊急地震速報受信機器の配備拡大 ・防災タブレットの整備促進
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・区災害対策本部と各防災関係機関による円滑な通信体制の確立 ・防災関係機関における連絡責任者および指定電話等の整備

【具体的な取組】

第1 情報通信連絡手段の整備

- 災害時において円滑な通信環境の確保が可能なよう、平常時から複数系統での通信手段を整備する。
- 固定系やデジタル移動通信などの防災行政無線の整備・更新や地図情報による区内の被害情報等の収集・集約システムの導入等により、情報通信連絡手段の充実を図る。

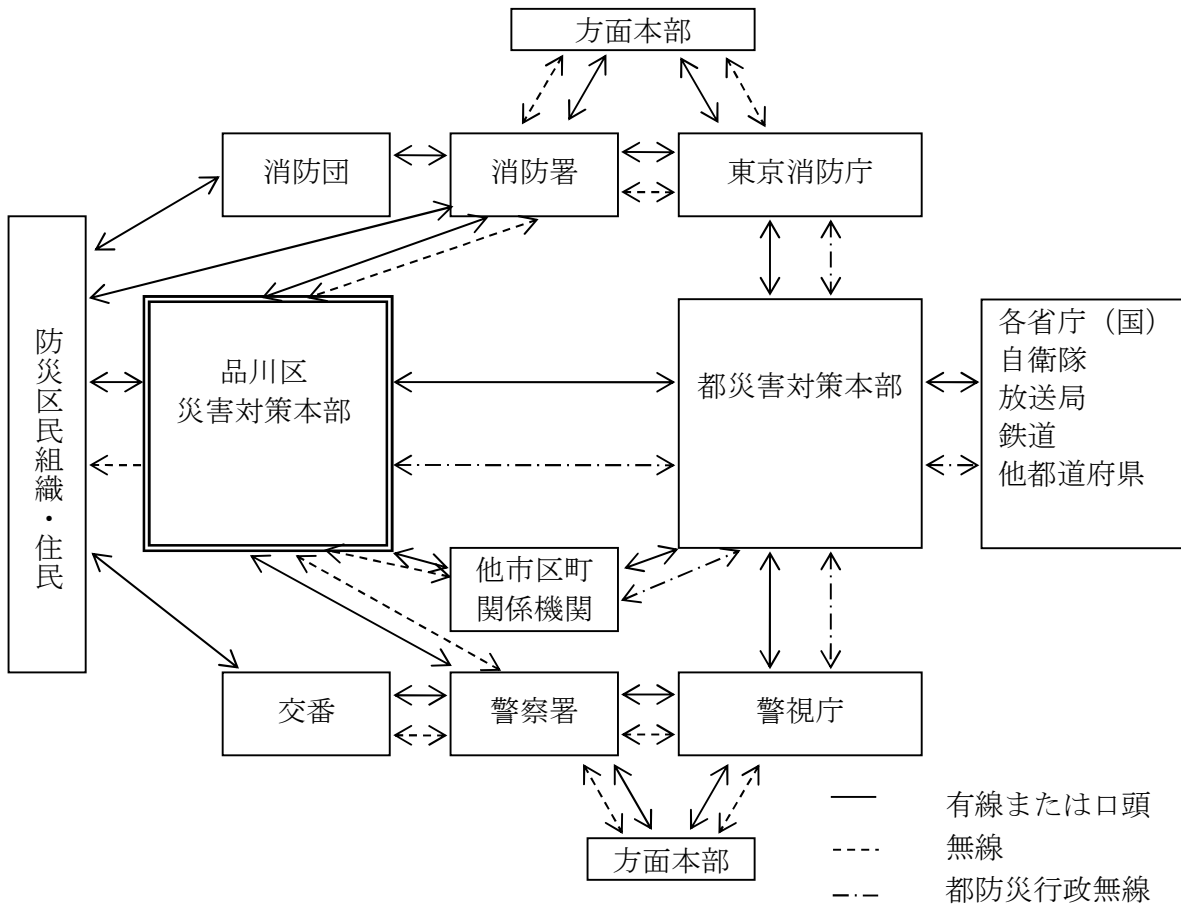
1 通信連絡体制の確保

(1) 区災害対策本部と各防災関係機関による円滑な通信体制の確立

- ① 大震災時には施設の破損等により有線通信の途絶が予想されるため、無線による通信体制を確立していくものとする。
- ② 大震災時には無線通信に情報連絡が集中する。このため、毎月1回関係機関、施設等とのデジタル移動通信の訓練や一斉訓練での各避難所との通信訓練を実施し、無線局の円滑な運用体制を整備する。
- ③ 区災害対策本部における情報連絡窓口は指令情報部とし、都および各防災関係機関との無線通信を行う。
- ④ 区災害対策本部が設置された場合、各防災機関は区災害対策本部へ各機関で使用している無線により、相互に情報交換を行うものとする。

⑤ 引き続き、防災区民組織との情報交換手段の充実を図っていく。

図表 5-1 防災関係機関との無線通信系統図



(2) 区および防災関係機関における連絡責任者および指定電話等の整備

災害時における、区を中心とした、防災関係機関相互の通報伝達等の各種通信連絡を、現状の限られた通信連絡手段の中で迅速かつ円滑に行うため、区ならびに各防災関係機関は、それぞれ連絡責任者および指定電話等を定めた防災関係機関の事務担当者名簿を作成し、各機関の通信窓口を統一し、通信連絡系統を整備している。

2 防災行政無線の整備

(1) 東京都防災行政無線および区防災行政無線の活用

有線の途絶を想定し無線通信の活用を積極的に推進しており、本区の無線通信としては、都が整備した東京都防災行政無線および区が整備した防災行政無線がある。区の無線通信系統図は図表 5-2 のとおりである。

(2) 防災行政無線固定系の整備

① 親局を情報機器室に設置し、拡声器を備えた屋外子局を学校、公園など区内 155ヶ所に設け、主として非常災害時の区民向け情報伝達用として使用する。また、屋外子局を補完するため戸別受信機を区立学校、保育園など区有施設等に配置し

ている。

- ② 昭和 63 年度には電波ジャック対策としてデジタル選択呼出し方式を採用した。また、平成 4 年度から固定系無線と地震センサー（地震計）を接続し、震度 4 以上の地震を感知したとき自動的に緊急放送するシステムを導入した。
- ③ 平成 22 年度には、消防庁が発信するテロ災害等の緊急情報を自動的に放送するシステム「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」を導入した。
- ④ 平成 24 年度には、「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」情報を区民チャンネルで放送する文字スーパーシステムを導入した。
- ⑤ 平成 24 年度から平成 27 年度には、計 11 の商店街放送設備と連動させ、情報伝達の強化を図った。
- ⑥ 区は、令和 3 年度までに無線通信設備の更新およびデジタル化への移行といった防災行政無線を整備し、区民への情報連絡体制を構築する。

資料 38 防災行政無線固定系設置一覧

3 デジタル移動通信の整備

- ① 平成 6 年度、区は 800MHz 帯を利用した地域防災無線を導入し、防災関連機関や生活関連機関との通信手段の整備を図ってきたが、電波法の改正を踏まえ、平成 19 年度、新たな通信手段として、260MHz 帯を利用した、デジタル移動通信を導入した。
- ② デジタル移動通信への移行を行うとともに、災害時に避難所となる児童センターや私立学校等にも新たに機器を配備し、通信手段の充実を図った。
- ③ デジタル移動通信は従来の片方向通話（プレストーク方式）から電話機と同様の双方向通話となったため、操作性が格段に向上した。

資料 39 デジタル移動通信設置一覧

4 防災タブレットの整備

- ① 町会・自治会には、情報伝達機器「防災伝言板」「防災テルてる」を配付してきたが、これらに代わる機器として、文字情報、双方向通話等が可能な「防災タブレット」を平成 25 年度に導入した。令和 2 年度に、新たな情報収集手段として、キャリア回線および Wi-Fi を使用したタブレット端末を、防災関係組織や防災区民組織等に配布している。
- ② すべての町会・自治会長（一部を除く）、区内官公署（消防・警察）、駅周辺帰宅困難者協議会、区（地域活動課・各地域センター・広報広聴課・文化観光課・防災課）、に配備しており、デジタル移動通信の補完連絡手段の確保を行っている。
- ③ 区は防災タブレットを通じて、SNS（LINE）やしなメール、区HPや防災関連情報サイトにより区民へ情報発信する。

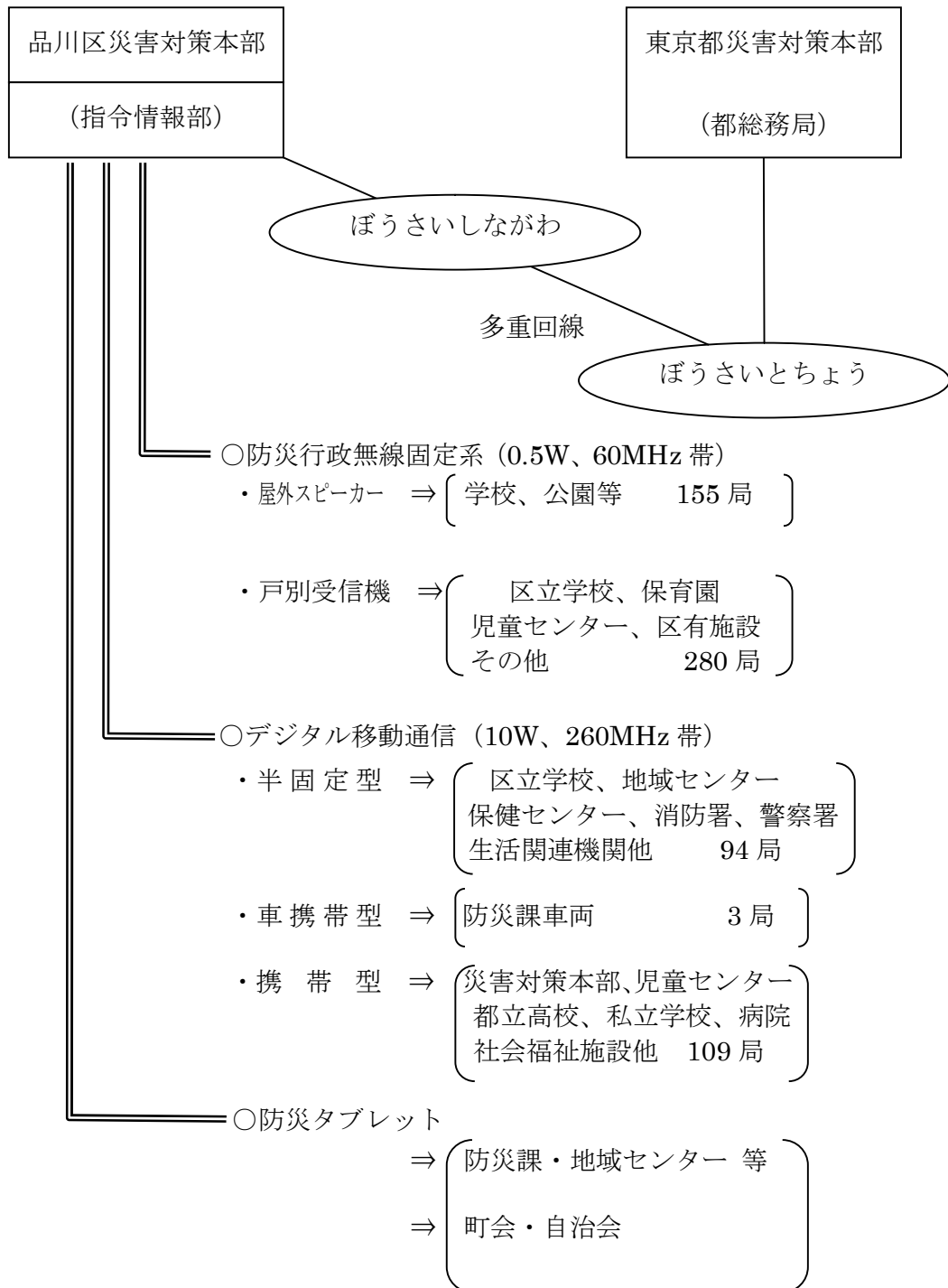
5 被災情報管理システムの活用

各避難所で被災情報管理システムに情報を入力し、区災害対策本部でその情報を集約することで、避難所の状況把握および復興時の対応を迅速に行えるように整備を図っている。

6 携帯型 IP 無線機の整備

平成 28 年度より、災害時の通信手段確保のためパケット通信を用いた携帯型 IP 無線機の配備を行っている。

図表 5-2 無線通信系統図



7 防災行政無線を補完する情報伝達手段の確保

(1) 「防災ラジオ」の配備

区内では、高層建築物の増加や家屋の気密性の向上によって防災行政無線が聞き取りづらい地域が存在することから、補完手段として「防災ラジオ」を開発し、購入のあっ旋を行ったほか、町会・自治会への貸与を行った。

(2) 「防災行政無線確認ダイヤル」の整備

緊急時・火災時等に防災行政無線から発信する情報を音声で聞けるよう整備した。

(3) 商店街放送設備との連動

防災行政無線のさらなる補完手段として、区内の複数の商店街に設置されている放送設備と防災行政無線が連動するよう開発し、10の商店街で整備されている。

(4) エフエムしながわ(88.9MHz)との連動

令和元年6月に開局したエフエムしながわ(88.9MHz)と連動し、緊急時割込放送を実施している。

8 緊急地震速報受信機器の配備拡大

- ① 緊急地震速報は、地震の発生を素早く検知し、震源や地震の規模、各地の震度等を短時間で推定し、地震による強い揺れが始まる前に知らせるシステムである。
- ② 区民が集まる学校、文化センター、図書館等の区の主要施設179箇所に受信機器を設置した。個々の施設ごとに対応したマニュアルの作成や定期的な訓練を重ねて、いざという時のために備えていく。

資料40 緊急地震速報装置設置一覧

9 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)の整備

多様な情報通信手段の確保を目的とし、国と地方自治体間の総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用して、緊急情報の双方向通信を行う緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)を整備した。

10 通信インフラの整備

震災など緊急時の通信手段の確保を目的とするとともに、通常時は区への誘客や地域のにぎわい創出につなげるためにフリーWi-Fiを導入しており、大井町駅や大崎駅などの主要駅前を始め、広域避難場所となる大規模公園や総合庁舎、地域センターなどの公共施設へ設置を進めている。

併せて、ケーブルテレビ品川が今後整備を計画している地域無線回線(地域BWA)とも連携・協力し、発災時の通信環境を強化していく。

対策2 区民への情報伝達体制

【各機関の役割】

機関名	役 割
区	・複数の情報伝達手段による区民への情報提供

【具体的な取組】

第1 災害広報に係る情報提供手段の整備

- 災害時における区民等の多様なニーズに対応するため、平常時から広報手段を複数準備しておく。
- 安否確認等をはじめ、住民相互間による情報共有の可能な環境整備を関係機関との連携のもと進め、これを周知・啓発する。

1 災害時における複数の情報伝達手段の活用

- ① 防災行政無線、区ホームページ、しなメール、ツイッターなどを活用して、災害時に情報提供する。
- ② 区が配信元となり、各携帯電話会社が提供する「緊急速報エリアメール（NTTドコモ）」・「緊急速報メール（KDDI・ソフトバンク・楽天モバイル）」のサービスを活用して、災害情報を配信する。
- ③ ケーブルテレビ品川、ラジオを通じた情報提供を行う。

2 地域住民等相互間の安否確認手段の周知

- ① 区民が日頃から、安否確認など発災時の行動を家族とよく相談するよう周知する。
- ② SNS等の新たな通信基盤を活用した情報提供体制の整備を推進する。

3 災害情報共有システムの整備

特に避難情報や避難所開設情報、災害対策本部設置情報等の重要情報に関しては、テレビのデータ放送やインターネット等を通じて、確認することが可能な災害情報共有システム（L-ALERT）を整備した。

第2 報道機関への対応

- 報道機関への対応（以下、報道対応）の目的は、被害の拡大防止、被災者の不安の解消および被災地に対する協力気運の醸成にある。
- 報道対応においては、正確性および適時性、対応窓口の一本化ならびに誠実な対応に留意する。

1 報道対応の目的

災害時、報道機関のニーズに応え説明責任を果たすことは区の責務である。

災害時の報道対応の目的は、報道を通じ、被害状況、活動状況や被災地のニーズを区内外に発信して、被害の拡大防止、被災者の不安の解消および被災地に対する協力気運の醸成を図ることにある。

2 報道対応にあたっての留意事項

(1) 正確性および適時性

区は、被災者や報道機関のニーズに対応した正確な情報をタイムリーに提供することが必要である。この際、報道機関に対し定期的に提供するとともに、重要な事項については随時に発表する。また、事実と異なる情報が流れていることを確認した場合には、流言や風評被害を防止するため、否定情報を迅速に発信する。

(2) 対応窓口の一本化

対応する部署によって発表内容や見解が異なることがないように、報道機関への対応窓口は広報部署に一本化する。しかしながら、災害時、報道機関の関心は広範多岐にわたり、広報部署のみでの対応は困難となるので、区災害対策本部内で情報を共有し、広報部署の統制の下、他の部署においても対応する。

(3) 誠実な対応

報道記者に対応する際は、被災した区民や災害に注目する国民に話しているつもりで、真摯な態度で誠実に対応する。また、記者発表等で使用する広報資料は、報道機関のニーズに合致しているかを吟味し、区民等が理解しやすいものとする。

応急・復旧対策

対応テーマ
 対策1 情報通信体制
 対策2 区民への情報伝達体制

【応急復旧活動フロー】

応急・復旧対策		発災	24h	48h	72h
		初動態勢の 確立期	即時対応期		復旧対応期
情報通信 体制	区	■デジタル移動通信を活用した災害関連情報の収集 ■被害状況等の区災害対策本部への報告 ■被害状況等の都への報告			
	東京海上 保安部	■海事関係団体および東京都災害対策本部等との情報連絡 ■巡視船艇等による情報収集			
	東京消防 庁	■消防救急無線、消防電話および区防災行政無線等各種の通信連絡手段を 活用した各防災関係機関との情報連絡 ■震災消防対策システムの運用			
	NTT 東日 本	■各種警報の伝達			
	東京電力 パワー グリッド	■被害情報の収集 ■停電の復旧見込みおよび電気事故防止に関する広報			
	東京ガス	■被害情報の収集 ■ガス供給停止地区の復旧見通し ■二次災害防止に関する広報			
区民等へ の情報伝 達体制	区	■災害情報の収集、住民への広報 ■複数の情報伝達手段による被災者への正確な災害情報・生活情報の広報 ■報道機関への発表 ■応急復旧対策に係る記録			
	警察機関	■各方面本部、警察署およびヘリ TV からの情報収集、都への報告 ■東京消防庁、自衛隊等防災関係機関と情報交換			
	東京消防 庁	■災害情報、消防活動状況等の広報			
	NTT 東日 本	■通信のそ通および利用制限の措置状況および被災した電気通信設備 等の応急復旧状況等の広報			

対策1 情報通信体制

【各機関の役割】

機関名	役割
東京海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ・海事関係団体および東京都災害対策本部等との情報連絡 ・巡視船艇等による情報収集
東京消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ・消防救急無線、消防電話および区防災行政無線等各種の通信連絡手段を活用した各防災関係機関との情報連絡 ・震災消防対策システムの運用
NTT 東日本	<ul style="list-style-type: none"> ・各種警報の伝達
東京電力 パワーグリッド	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集 ・停電の復旧見込みおよび電気事故防止に関する広報
東京ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集 ・ガス供給停止地区の復旧見通し ・二次災害防止に関する広報
区	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル移動通信を活用した災害関連情報の収集 ・被害状況等の区災害対策本部への報告 ・被害状況等の都への報告

【具体的な取組】

第1 被害状況等の収集・伝達体制

○デジタル移動通信を用いて円滑な情報収集を行う。また、区災害対策本部および都と計画で定められた項目を中心に迅速な情報共有を図る。

1 情報の収集手段

(1) デジタル移動通信を活用した災害関連情報の収集

情報の収集については、区民および防災関係機関からの情報について地域センター等を窓口として、デジタル移動通信を活用し、区災害対策本部設置以前は防災課、設置後は指令情報部（情報課）で集約する。

(2) コールセンター設置による情報の収集

区民等からの被害情報等の収集・把握および各種問い合わせに対応するため、コールセンターを区災害対策本部室内に設置する。

2 被害状況の収集

区災害対策本部および都と共有すべき被害状況に係る項目および認定の基準について以下に示す。

(1) 人的被害

① 人的被害については、次により区別して掲げるが、重軽傷者の別が把握できな

い場合は暫定的に負傷者として報告すること。

- ② 死者とは、当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。
- ③ 行方不明者とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
- ④ 負傷とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。負傷のうち、「重傷」とは1月以上の治療を要する見込みのもの、「軽傷」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。

(2) 住家の被害

- ① 住家とは、人が起居できる設備のある建物または現に人が居住のために使用している建物をいう。なお、土蔵、小屋であっても現実に人が居住しているときは住家とみなす。
- ② 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
- ③ 棟とは、一つの独立した建物をいう。
- ④ 全壊とは、住家全部が倒壊、流失、埋没したもので、その損壊程度が1棟の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
- ⑤ 大規模半壊とは、住家の損壊した部分の床面積が、その住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の40%以上50%未満のもの。
- ⑥ 中規模半壊とは、住家の損壊した部分の床面積が、その住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の30%以上40%未満のもの。
- ⑦ 半壊とは、住家の損壊した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上30%未満のもの。
- ⑧ 準半壊とは、住家の損壊した部分の床面積が、その住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の10%以上20%未満のもの。
- ⑨ 準半壊に至らない（一部損壊）とは、住家の損壊程度が、準半壊に達しない程度のもの。
- ⑩ 床上浸水とは、全壊または半壊には該当しないが、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができない状態となったもの。
- ⑪ 床下浸水とは、住家が床上浸水に達しない程度のもの。

(3) 非住家の被害

- ① 非住家とは官公庁庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等および土蔵、倉庫、車庫、納屋等の住家以外の建物をいう。
- ② 非住家被害とは、非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの。

(4) その他の被害

- ① 道路決壊とは、高速自動車道、一般国道、都および区道が決壊し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。
- ② 道路の一部損壊とは、高速自動車道、一般国道、都および区道の道路の一部が損壊し、道路の決壊に至らない程度に被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
- ③ 橋りょう流失とは、区道以上の道路に架設した橋が一部または全部流失し、

一般の渡橋が不能になった程度の被害を受けたもの。

- ④ 橋りょうの一部損壊とは、区道以上の道路に架設した橋の一部が損壊し橋りょうの流失に至らない程度の被害を受けたもので、応急的に修理を要するもの。
- ⑤ 堤防の決壊とは、河川の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊した程度に被害を受けたもの。
- ⑥ 堤防の一部損壊とは、堤防決壊に至らない程度に被害を受けたもので応急的に修理を要するもの。
- ⑦ 被害船舶とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
- ⑧ その他の被害とは、農業用施設、林業用施設、砂防施設、港湾および漁港施設、農作物等の被害でとくに報告を必要とするもの。

(5) 被災者

- ① 被災世帯とは災害によって何らかの被害を受けたもの。
- ② 被災者とは、被災世帯の構成員をいう。

(6) 被害額

物的被害の概算額を千円単位として計上する。

3 被害状況等の区災害対策本部への報告

(1) 報告事項

報告事項は次のとおりとする。

- ・ 気象状況
- ・ 活動状況
- ・ 被害状況
- ・ 避難所等の状況

(2) 報告の区分

各報告主管部は、次の区分により、被害状況等の報告を行う。

ア 速報

被害の大小にかかわらず状況を把握し直ちに報告する。

イ 中間報告

災害応急対策活動を実施している間、毎日正午までに前日分についてとりまとめ報告する。

ウ 決定報告

災害応急対策活動が完了した後、文書によりとりまとめて報告する。なお、この際、可能なかぎり現地写真を添付することとする。

4 被害状況等の都への報告

- ① 災害が発生した時から当該災害に関する応急対策が完了するまで、各種報告をとりまとめ都に報告する。
- ② 家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合および災害対策基本法第53条に基づく被害の状況の報告が都にできない場合には、国（現地対策本部または総務省消防庁）に報告する。
- ③ 都災害情報システム（DIS）データ端末に入力し報告する。
- ④ 報告すべき事項を以下に示す。
 - ・ 災害の原因

- ・災害が発生した日時
- ・災害が発生した場所または地域
- ・被害状況
- ・災害に対して既に行った措置および今後取ろうとする措置（日時、場所、活動人員、使用資器材等）
- ・災害救助法適用の要否および必要とする救助の種類
- ・その他必要な事項

第2 防災関係機関との連絡体制

○国、都、関係機関等への報告・連絡は、各機関に応じて適した通信手段を用いて、迅速に実施する。
○海上保安部、東京消防庁、東京電力パワーグリッド、東京ガス、NTT 東日本等の関係機関における情報の収集、広報に係る対策についての連絡を緊密にし、災害時における円滑な対応に努める。

- ① 災害が発生するおそれのある現象を確認した場合や通報を受けた場合には、防災関係機関へ連絡する。
- ② 災害原因に関する重要な情報について、都または関係機関から通報を受けたとき、または通報などにより知ったときは直ちに区域内の公共的団体、その他重要施設の管理者、防災区民組織等に周知する。
- ③ 関係機関の連絡体制を以下に示す。

1 東京海上保安部

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実務上必要な次に掲げる事項について、船艇、航空機等を活用し情報収集活動を実施し、都および関係機関等へ通報するとともに密接な情報交換等を行う。

- ・被災地周辺海域における船舶交通の状況
- ・被災地周辺海域における漂流物等の状況
- ・船舶、海洋施設、港湾施設等の被害状況
- ・危険物施設の被害状況
- ・流出油等の状況
- ・水路、航路標識の異常の有無
- ・港湾等における避難者の状況

2 東京消防庁

(1) 情報の収集

- ① 災害活動を迅速、的確に行うため、消防署および消防団の通信機器を整備増強するとともに、情報通信体制の強化を図る。
- ② 区防災行政無線等を活用し、各防災関係機関と密接な情報連絡を行う。
- ③ 地震被害予測システム、震災消防活動支援システム、延焼シミュレーションシステム等の震災消防対策システムの効果的な運用を図る。

(2) 情報の伝達

- ① 被害状況及び消防活動状況等について、情報収集した内容を区に通報し、各関係機関と情報共有を図る。
- ② 地震に起因する水防に関する情報及び警報等重要な情報を収集した場合、区及び各関係機関に通報するとともに、管内住民に周

知する。

3 東京電力パワーグリッド

(1) 情報の収集

社員による情報収集の他、東京都電気工事工業組合品川地区本部所属電気工事店などの協力により確実な被害状況の収集に努める。

(2) お客様に対する広報

- ① 停電の復旧見込みおよび電気事故防止に関する次の注意事項について、広報車、ポスター・パンフレット等や必要に応じテレビ、ラジオ、新聞など報道機関を通じて、次の事項を周知徹底し、事故防止に努める。
 - ・断線垂下している電線には絶対に触れないこと。
 - ・使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。
 - ・屋外へ避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。
 - ・無断昇柱、無断工事をしないこと。
 - ・電柱の倒壊、折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに0120-995-007に連絡すること。
- ② 震災時における住民の不安を鎮静させる意味から、電力の果たす役割の大きいことに鑑み、被害状況、復旧予定等についての的確な広報は、広報車またはハンドマイク等を活用し、復旧の見通しと感電、漏電等の事故防止について広報活動を行う。
- ③ 停電の復旧見込みについては、品川区および関係機関に通報する。

4 東京ガス

(1) 情報の収集

当社独自の地震防災システムにより情報収集を行う。

(2) お客さまに対する広報

ア 広報内容

- ・被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項（マイコンメーター復帰操作等）
- ・ガス供給状況
- ・供給停止地区の復旧見通し

イ 広報手段

- ・テレビ、ラジオ、新聞等の広報媒体およびインターネット等

5 NTT 東日本

(1) 警報の伝達

- ① 気象業務法に基づいて気象庁から東日本 NW オペレーションセンターに伝達された各種警報は、各区市町村および関係機関に通報する。
- ② 津波警報以外の警報の伝達は、FAXにより各区市町村に通報する。
- ③ 津波警報の伝達は、FAXにより関係機関に通報する。

(2) 警報取扱い順位等

- ① 警報はすべての通信に優先して取扱い、特に津波警報は他の警報に優先して取扱う。津波警報（“津波なし”、“津波解除”を除く）は15分その他の警報は30分以内に通報する。
- ② 警報の伝達料金は無料とする。

対策2 区民への情報伝達体制

【各機関の役割】

機関名	役割
東京消防庁	・災害情報、消防活動状況等の広報
警察機関	・各方面本部、警察署およびヘリ TV からの情報収集、都への報告 ・東京消防庁、自衛隊等防災関係機関と情報交換
NTT 東日本	・通信の疎通および利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報
区	・災害情報の収集、住民への広報 ・複数の情報伝達手段による被災者への正確な災害情報・生活情報の広報 ・報道機関への発表 ・応急復旧対策に係る記録

【具体的な取組】

第1 区による災害広報活動

- 区民等への情報伝達に向け、災害情報を把握するとともに、防災行政無線、広報車等の複数の伝達手段を用いた災害広報活動を行う。また、要配慮者等へも情報が伝わるよう留意し、災害広報活動を行う。
- 報道機関等と連携しながら、広く区民に災害情報を周知できるよう災害広報活動を行う。

1 災害情報の収集

- ① 指令情報部広報報道課は、区災害対策本部の設置と同時に、常時連絡員を区災害対策本部室に派遣し、情報を把握するとともに、検討を行い、報道機関への発表、住民への広報に備える。連絡員は情報の収集にあたり、指令情報部等の関係各部とも緊密な連絡を保ち、発表資料の正確、迅速な把握を期するものとする。
- ② 被災情報管理システムを活用して、区内の被災情報等を収集・集約する。

2 住民への広報

住民に対する広報は、デマ・誤報などの防止を図るため、可能なかぎり統一的な内容で広報するものとする。広報事項および内容等の調整は区災害対策本部長が行うものとする。

(1) 防災行政無線

地震発生直後に起こる第二次災害とその拡大の恐れがある場合は、区防災行政無線により全区内、または地域ごとの広報活動を行うとともに、同じ内容を音声で聞ける防災行政無線確認ダイヤルによる配信も行う。

(2) 広報車

危険が予想される地域には、重点的に広報車を出動させる。広報車は区災害対策本部と密接な連絡をとり、状況に応じた効果的な広報活動を行う。災害が終息したときは広報車により被災地を巡回して移動相談を行い、救護措置の万全を期するものとする。

(3) 臨時広報紙の発行

災害発生時の混乱した状況において、区の発表内容や生活情報などを被災者に正確に伝えるため、臨時広報紙を発行し広報活動を行う。

(4) ホームページ

区の発表内容や生活情報などを被災者に正確に伝えるためにホームページを活用し広報活動を行う。

(5) ケーブルテレビ品川の活用

- ① 区内を放送区域としてケーブルテレビ品川との相互協定に基づき、区民チャンネルによる緊急放送を通じて、情報提供を行う。
- ② 区災害対策本部発表による正確な災害情報・生活情報などを初動期、復旧・復興期、各時期において適宜、被災者に提供する。

(6) 品川区公式 SNS、ヤフー防災速報

災害時には、ツイッター (Twitter)、フェイスブック (Facebook)、ライン (LINE) 品川区公式アカウント、ヤフー (Yahoo!) 防災速報を活用し、災害時の情報発信・広報を行う。

(7) エリアメール

区が配信元となり、各携帯会社が提供する「緊急速報エリアメール (NTT ドコモ)」・「緊急速報メール (KDDI・ソフトバンク・楽天モバイル)」のサービスを活用して、災害時の高齢者等避難や、避難指示、緊急安全確保を配信する。

(8) メール配信

しなメールを活用し、気象庁が発表する震度3以上の震度速報・地震情報および津波警報等の情報配信や災害・緊急時等の情報発信を行う。

(9) FM ラジオ

インターエフエム (89.7Mhz) との「災害時等における放送要請に関する協定」により、災害時等における放送の協力を要請できる。令和元年6月にエフエムしながわ (88.9Mhz) は防災行政無線と連動し、緊急時割込放送を行う。

(10) デジタルサイネージ

新たな広報媒体として導入したデジタルサイネージを活用して、リアルタイムに防災気象情報・緊急情報等を含め、様々な情報を積極的かつ効果的に発信する。

3 災害情報伝達手段の充実

- ① 現在確立している情報伝達手段の他、過去の災害から非常に有効な手段の一つとされている FM ラジオ局の活用をはじめ、情報不足による区民の動揺や不安を払拭するために伝達手段の一層の充実を図る。
- ② 視覚障害者、聴覚障害者、在宅の高齢者等に配慮した情報提供を実施する。

< 要配慮者の情報伝達に係る配慮事項 (例) >

- ・CATV：ナレーションをまじえた情報提供、テロップ、手話通訳者の活用
- ・HP：音声読み上げ機能や外国語対応による生活情報や福祉サービス等の情報提供
- ・防災区民組織による安否確認時、防災行政無線や広報車等での伝達時に各避難所にて提供収集可能であることを周知

4 報道機関への発表

(1) 発表の方法

- ① 災害に関する情報および区災害対策本部長室の災害対策事項、その他区民に周知すべき事項は、指令情報部長が事項の軽重、緊急性等を検討したうえで、広報報道課における記者への口頭説明もしくは各社への電話連絡（あらかじめ作成した文書を読み上げる）によって報道機関へ発表するものとする。
- ② 被災者に対して喫緊に伝えるべき事項は、広報報道課が区災害対策本部発表の情報をケーブルテレビ品川をはじめ、放送事業者に対して提供する。
- ③ 口頭説明で発表を行うときは、関係部長が立ち会うものとする。また、広報報道課が報道機関からの電話照会その他に応ずる。

(2) 臨時会見場・記者室の設置

報道機関への区災害対策本部発表や取材対応を円滑に行うため、防災センター内に臨時会見場・記者室を設け対応する。

(3) 発表内容

災害発生時に報道機関に対し提供すべき内容は、当時の状況に応じて、次のうちから選択する。

ア 発生した災害の状況

区内における地震情報、津波関連情報等

イ 被害の状況

区民等の被災状況、建物・道路の被害状況、火災の発生状況と延焼の可能性、交通関連情報、ライフライン関連情報、帰宅困難者の滞留状況、危険物保有施設の被害状況等

ウ 応急対策の実施状況

- ① 災害対策本部の開設・活動状況全般
- ② 避難に関する事項：避難指示等の内容、区民避難所等の開設状況等
- ③ 医療関連情報：医療救護所の開設状況等
- ④ 物資関連情報：物資の配送状況、給水ポイント、救援物資の状況等
- ⑤ 広域応援職員関連情報：受入状況、活動内容等

エ 今後の見通し

ライフライン・輸送機関・道路等の復旧見通し、帰宅困難者の帰宅開始時期、教育・保育再開時期等

オ 支援ニーズ

不足物資やボランティア等のニーズに関する事項

カ 生活再建等に関する事項

各種相談窓口、建物被害調査、義援金の受入口座について等

5 応急復旧活動に係る記録

災害発生時より、被害および活動状況を写真・ビデオ等におさめ、復旧対策、広報活動の資料等として活用する。

第2 関係機関による災害広報活動

○警察機関、東京消防庁、NTT 東日本、ケーブルテレビ品川ごとに災害広報活動を実施する。必要に応じて、区と災害情報について共有する。

1 警察機関

(1) 基本方針

各方面本部、警察署およびヘリ TV から収集した情報を、都に通報するとともに、東京消防庁、自衛隊等の防災関係機関と情報交換を図る。

(2) 主な収集事項

- ・人的被害および物的被害の状況
- ・火災の発生および延焼の状況
- ・被害拡大のおそれの有無
- ・電気、水道、ガス、通信施設等のライフラインの状況
- ・交通機関の状況
- ・幹線道路および橋の状況
- ・河川、堤防、護岸、水門等の状況
- ・住民等の避難状況
- ・駅周辺における滞留者および帰宅困難者の状況
- ・その他

(3) 広報内容

- ・避難を必要とする情報
- ・混乱防止および人心安定を図るための情報
- ・デマおよび流言打ち消し情報

(4) 広報手段

- ・トランジスターメガホン
- ・交番（駐在所）備付けマイク
- ・パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー
- ・ヘリコプター、警備艇
- ・交通情報板、光ビーコン、ラジオ
- ・ホームページ等

2 東京消防庁

東京消防庁が実施する災害広報活動の内容・手段を以下に示す。

(1) 広報内容

- ・出火防止、初期消火の呼びかけ
- ・救出救護および要配慮者に対する支援の呼びかけ
- ・火災および水災に関する情報
- ・避難指示に関する情報
- ・救急告示医療機関等の診療情報
- ・その他区民が必要としている情報

(2) 広報手段

- ・消防車両等の拡声装置等

- ・消防署、消防団および町会の掲示板等への掲示
- ・テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供
- ・ホームページ・SNS等を活用した情報提供
- ・消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供

3 NTT 東日本

- ① 災害の発生が予想される場合または発生した場合に、通信のそ通および利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。
- ② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてパソコン通信、支店前掲示板等により直接当該被災地に周知する。
- ③ 「171」災害用伝言ダイヤルを提供した場合、交換機からの輻輳トーカー案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

資料 41 災害用伝言ダイヤルの利用方法【NTT 東日本】

4 ケーブルテレビ品川

- ① 文字スーパー放送による全国瞬時警報システム（J-ALERT）情報の速報告知を行う。
 - ・国民保護情報
 - ・緊急地震速報
 - ・津波警報・大津波警報
- ② ケーブルテレビ本社スタジオからの放送のほか、区役所内に臨時スタジオ機能を配置し、区災害対策本部からの放送も行う。
- ③ L字放送（L字ウィンドウの文字放送）、しながわテレビプッシュによる気象・水防・L-ALERT・光化学スモッグなどの防災情報や任意の文字情報告知を行う。